

広島県告示第九十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十九年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
八木三丁目三十九地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町	字		地番		標柱番号
広島市 安佐南区		八木町	小原	足谷	六〇四七番一	六〇一五番一	標柱一号及び一五号
					六〇一五番一 地先道路敷	六〇一五番一	標柱二号
					六〇〇四番一	六〇〇三番六	標柱三号
					六〇〇三番六	六〇四七番二	標柱四号
					六〇四七番二	六〇四七番三	標柱五号
					六〇四七番三	六〇四七番四	標柱六号
					六〇四七番四	六〇四七番五	標柱七号
					六〇四七番五	六〇四七番六	標柱八号及び九号
					六〇四七番六	六〇四七番七	標柱一〇号、一一号、 一二号及び一三号
					六〇四七番七	六〇四七番八	標柱一四号
					六〇四七番八	六〇四七番九	
					六〇四七番九	六〇四七番一〇	
					六〇四七番一〇	六〇四七番一一	
					六〇四七番一一	六〇四七番一二	
					六〇四七番一二	六〇四七番一三	
					六〇四七番一三	六〇四七番一四	
					六〇四七番一四	六〇四七番一五	
					六〇四七番一五	六〇四七番一六	
					六〇四七番一六	六〇四七番一七	
					六〇四七番一七	六〇四七番一八	
					六〇四七番一八	六〇四七番一九	
					六〇四七番一九	六〇四七番二〇	

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
遅越地区（追加）

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
1 次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱五号及び六号は平成二十六年三月十三日広島県告示第百六十三号（以下

「告示」という。)で指定した土地に存する標柱一号と七号の線上に存するものとする。

山県郡	安芸 太田町	加計	遅越	地番	標柱番号
				四〇四番五	標柱一号
				三九七番一 地先道路敷	標柱二号、六号、七号、 九号及び一〇号
				四〇四番五	標柱三号、四号及び五号
				四〇四番五	標柱一号

2 次に掲げる土地に存する標柱十二号から十五号までを順次結んだ線及び標柱十二号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。
ただし、標柱十二号及び十五号は告示で指定した土地に存する標柱一号と二号の線上に存するものとする。

山県郡	安芸 太田町	加計	遅越	地番	標柱番号
				三九七番一	標柱一二号及び一三号
				三九八番一	標柱一四号及び一五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

東深津沖地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

福山市	東深津町 五丁目	東深津町 六丁目	字	地番	標柱番号
				二九五五番三	標柱一号
				二九五五番六	標柱二号
				二九六四番	標柱三号
				一九番	標柱四号
				二九七二番	標柱五号

二九七四番

標柱六号